

## 岡山県トラック物流効率化支援金 Q&A

Q1 本支援金の目的は。

A1 「物流の2024問題」の解決に向け、物流の効率化等に取り組む事業者等を支援することにより、重要な社会インフラである物流の停滞を防ぐとともに、産業活動の維持を図ることを目的としています。

Q2 本支援金の対象事業者は。(2024.09.03 更新)

A2 岡山県内に営業所を有する一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者であり、かつ中小企業者が対象となります。

中小企業者：中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下並びに常時使用する従業員数300人以下）

なお、中小企業者の要件を満たしている場合、申請書兼請求書の添付書類は、運輸局又はトラック協会に提出した直近の事業報告書で代用が可能です。

Q3 本支援金の交付要件は。

A3 令和6年4月1日以降に岡山県内の営業所又は事業所等に配置し、申請日時点において継続的に事業に使用している物流の効率化に資する機械器具やシステム等を導入することが要件です。

Q4 国や市町村の補助金等との併給は可能ですか。

A4 国や市町村の交付要件で、他の補助金等との併給を禁止していなければ申請が可能です。

他の補助金、助成金等が充当される場合は、当該支援金の算出額からその充当額を減額した額が支援金額となります。

Q5 対象経費の範囲は。

A5 機械器具・システム等の購入費用、導入時の工賃及びシステムの開発費用等初期費用（イニシャルコスト）を対象とし、システムの通信費、保守管理料、汎用品(パソコン等)、は対象外とします。

なお、導入については、現金による購入のほか、リース契約及び割賦払いも対象とします。

Q6 新車導入時に機械器具等を装着した場合の対象経費は。

A6 新車導入の際にテールゲートリフターやトラック搭載型クレーン等機械器具を装着する場合は、機械器具に係る導入経費（機械器具の本体価格及び工賃（消費税抜き））のみが対象経費となります。

ます。

なお、導入時に値引きがあった場合は、値引き後の価格が対象経費となります。

Q7 中古品も対象となりますか。また、既存の機械器具等を更新する場合も対象となりますか。

(2024.09.11 更新)

A7 中古品は対象となりません。テールゲートリフターやトラック搭載型クレーン等機械器具が装着された中古車を購入した場合も対象外となります。

また、既存の機械器具等を更新する場合も対象外となります。

Q8 デジタル運行記録計は対象となりますか。

A8 物流の効率化に資する運行管理システム等を導入する場合で、デジタル運行記録計との連動が必須となるシステムを導入する場合に限り、対象とします。また、デジタル運行記録計の経費は取り付け工賃も対象とします。なお、機能拡張についても物流の効率化に資する場合は、対象となります。

Q9 勤怠システム、配車システム等のソフトを導入した場合は対象となりますか。

A9 物流の効率化に資する場合は、対象となります。

Q10 請求書、領収書等に機器名・品名が記載されていない場合、対象経費となる金額が記載されていない場合はどのようにすればよろしいですか。

A10 記載がない場合は、販売店等が手書きで記載してください。なお、その際は記入者の所属会社名、氏名の記載等をあわせて記入願います。

Q11 フォークリフトは自動車検査証記録事項が発行されません。それに代わる添付書類は必要ですか。(2024.09.03 更新)

A11 原則、販売店から発行される販売証明書を添付書類として提出してください。なお、証明書発行の取扱がない場合など、特段の事情がある場合は、納品書での代用も可能とします。

Q12 システム導入に係る支払い方法のうち、割賦又はリース契約において、物件借受書が発行されない場合、それに代わる添付書類は必要ですか。

A12 納品書を添付書類として提出してください。

Q13 支援金が交付された場合、消費税・法人税・所得税の課税対象を教えてください。

A13 最寄りの税務署へお問い合わせください。

Q14 岡山県トラック協会の会員ではありませんが、申請窓口は岡山県トラック協会でしょうか。

A14 今回の支援金の窓口は会員であるかどうかにかかわらず、岡山県トラック協会となります。  
なお、申請の受付方法は先着順とします。申請額が予算に達した場合には、その時点において岡山県トラック協会へ届いている申請分までを受付し、前述の受付分以降は受付不可となりますことをご留意ください。

住所：岡山市北区青江1-22-33

岡山県トラック総合研修会館の1Fに事務局があります。

※岡山県トラック交通共済会館ではありませんので、お間違いのないように願います。



Q15 申請書類はどこで入手できますか。

A15 申請書類は、岡山県トラック協会のホームページからダウンロードをしてください。  
なお、添付書類は申請書内で確認してください。

Q16 申請方法はどのようにすればよいですか。

A16 受付期間内に郵送または持参してください。  
なお、持参の場合は、平日8:30~17:00の窓口対応となります。(土・日・祝は対応できませんことをお含みおきください。)

Q17 申請書類・添付資料の印刷サイズに指定はありますか。

A17 申請書類・添付書類は、A4サイズの片面印刷で提出してください。

なお、提出書類をホッチキスで止めないようお願いいたします。

Q18 県内に複数の営業所がある場合、どのように申請すればよいのでしょうか。

A18 法人単位又は個人事業主単位での申請を原則受け付けます。

岡山県外に本社がある営業所については、営業所名での申請は可能です。営業所名で申請する場合、申請書兼請求書への押印は、営業所印がある場合は営業所印、無い場合は営業所の代表者の印鑑が必要です。

Q19 提出する添付書類が現在の名称や住所と異なっている場合はどうすればよいですか。

A19 住民票や法人の登記事項証明書の写し、認可申請書等、変更前後の継続性が確認できる書類を提出してください。

Q20 申請は何度でも可能ですか。

A20 機械器具については、交付限度に達するまで申請可能です。  
システム・その他備品等については、1回限りです。

Q21 申請後、助成金の交付決定や振込日の通知はあるのでしょうか。

A21 交付決定の通知はおこないません。助成要件を満たしていない場合や申請書類に不備がある場合のみ連絡いたします。

振込日については、申請書類に不備がない場合、次のとおりの振込予定となります。

①申請受付期間 : 令和6年9月2日(月) ~ 令和6年9月30日(月)  
振込予定日 : 令和6年10月31日(木)

②申請受付期間 : 令和6年10月1日(火) ~ 令和6年10月31日(木)  
振込予定日 : 令和6年11月29日(金)

③申請受付期間 : 令和6年11月1日(金) ~ 令和6年11月29日(金)  
振込予定日 : 令和6年12月25日(水)

④申請受付期間 : 令和6年12月2日(月) ~ 令和6年12月27日(金)  
振込予定日 : 令和7年1月31日(金)

⑤申請受付期間 : 令和7年1月6日(月) ~ 令和7年1月31日(金)  
振込予定日 : 令和7年2月14日(金)

**Q22** その他備品類の交付対象品はどのようなものがあるのでしょうか。(2024.08.27 更新)

A22 トラック搭載用2段積みデッキ、チェンブロック、レバーブロック、オートシート、パレット、ロールボックスパレット(かご台車)などが挙げられます。

上記以外の備品類を導入予定の場合は、岡山県トラック協会へお問い合わせください。